

北極圏国における入国制限措置の現況

国立極地研究所
国際北極環境研究センター作成
更新日：2021年3月4日 赤字：更新箇所

国・地域および施設	日本外務省による 感染症危険レベル※1	日本からの渡航者や日本人の 入国または入域※2	入国制限および入国情者に対する検疫	発出日 または 更新日	詳細
国					
ノルウェー	レベル3 (渡航中止勧告) 検疫強化対象国	× 入国情の条件に該当しない場合、入国禁止。	<p>現在日本に居住している日本国籍保有者は、一部例外を除き原則としてノルウェーに入国することができない。現在日本に居住している日本国籍保有者は、一部例外を除き原則として入国できない。1月29日より入国情措置が厳格化され例外的に入國が認められた外国人の入國の一部を禁止。</p> <p>ノルウェーに渡航する全ての人は、入国情時に氏名、連絡先情報、自主隔離場所、雇用者情報等を登録する必要がある（入国情72時間前よりオンラインで関連情報を登録可能）。また、入国情時に国境検問所において新型コロナウイルス検査（PCR検査あるいは簡易抗原検査）を受検することを義務付ける（検査は無料）。</p> <p>例外的に日本から入国情する者は、入国情前24時間以内（空路の場合、最初のフライト出発予定時刻前24時間以内）に受検した新型コロナウイルス検査の陰性結果証明の提示、およびノルウェー当局の指定するホテルにおいて10日間の自宅待機を行うことが求められる。2月24日、入国情後の自主隔離は勧奨から義務に変更される。自主隔離用ホテルに滞在する私人は、一日500クローネを支払わねばならない。到着後に2度COVID-19 検査で陰性となれば、自主隔離期間を（10日間から）最短7日間に短縮することができる。</p> <p>※例外的に入国情ができる者の条件については、右記、在ノルウェー大使館のHPをご確認下さい。なお、スバルバル諸島の職場または住居との往復でノルウェー本土へ渡航する必要のある外国人は、入国情を拒否されないものとされています。</p>	2月24日	https://www.no.emb-japan.go.jp/itpr_ja/11_00001_00046.html
アイスランド	レベル3 (渡航中止勧告) 検疫強化対象国	× 入国情の条件に該当しない場合、入国禁止。	<p>日本を含む複数の対象国からの入国情を原則禁止する。ただし、医療・ヘルスケア従事者や貨物輸送従事者、国際機関職員等をはじめとした一部の職務従事者、学生、その他人道的配慮を要する目的によりアイスランドに渡航する者は入国情を許可する。全渡航者に対して、渡航前の指定サイト (https://visit.covid.is/) での事前登録に加え、空港でのPCR検査及び入国情後5日後の各地診療所での2回目のPCR検査の受検を要請する。2回目の検査までは自己隔離を行う必要があり、2回目の検査で陰性になった場合に隔離を終えることができる。ただし、新型コロナウイルス感染症から回復したことが記載された有効な証明書又はワクチン接種済みの証明書を所持する者については、措置の適用外となる。（外務省海外安全ホームページ）</p>	2月24日	https://www.is.emb-japan.go.jp/itpr_ja/corona2021_0121.html
スウェーデン	レベル3 (渡航中止勧告) 検疫強化対象国	× 例外を除き、原則禁止。	<p>日本居住者はこれまで入国情禁止の例外として入国情が認められてきたが、例外から除外され2月6日から入国情禁止の対象となる。例外的に入国情が認められる外国人については、どこから到着するかを問わず、48時間以内のコロナウイルス陰性証明を提示できない限り入国情できない。この措置は2月6日から開始され、3月31日までとする。また、公衆衛生庁は、すべての渡航者（外国人に限らない）に対して到着後の自宅待機及び検査を勧告。概要は以下のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・渡航者は到着直後と、さらに、到着から5日後に再度の検査を行う。 ・スウェーデンへの渡航に先立って検査を受けている場合は到着直後の検査は必要ないが、5日後の検査は受けるべきである。 ・到着から少なくとも7日間は自宅待機をすべきである。 	2月6日	https://www.se.emb-japan.go.jp/files/100146644.pdf
フィンランド	レベル3 (渡航中止勧告) 検疫強化対象国	× 日本を含む複数の対象国からの入国情を原則禁止。	<p>入国情制措置を2月27日まで延長。1月11日より日本からの入国情に対して14日間の自主検査を勧告。原則、渡航者の国籍別ではなく、居住する国別で入国情制限が異なる。制限の基準は、各國の過去2週間で10万人当たりの新規感染者数25としており、基準以下の国からの入国情は制限されず、入国情後14日間、検査相当の自宅待機も求められない。</p> <p>(1) EU・シェンゲン域内国等：全ての国が入国情制対象</p> <p>(2) EU・シェンゲン域外国：指定国は入国情制措置なし。</p> <p>入国情制の対象となっている国から入国情した場合、14日間の自主検査が勧告される。ヘルシンキ国際空港では、入国情者に対し広範に新型コロナウイルス感染検査を実施。当局は、すべての航空会社に対し、国外から到着するすべての乗客に新型コロナウイルス検査の陰性証明書の提示を搭乗前に求めるよう強く勧告している。</p>	2月19日	https://www.fi.emb-japan.go.jp/itpr_ja/11_00001_00011.html

デンマーク	レベル3 (渡航中止勧告) 検疫強化対象国	× 国外に居住する外国人は原則として入国を禁止。	2月28日（暫定）まで、厳格な渡航・入国情報を実施。フライト搭乗前24時間以内に受けたCOVID-19検査の陰性結果を提示することができない乗客を乗せたフライトのデンマークへの飛行を禁止。全ての入国者は、到着にあたり、入国の際に利用可能である空港の無料のクイックテスト施設を利用し、直ちにクイックテストを受けることが推奨される。2月7日から入国情報のCOVID-19検査と10日間の隔離義務が適用される。違反者には罰金が科される可能性がある。10日間の隔離義務は入国情報後4日目以降に受けた検査結果が陰性であれば、その後の隔離期間は短縮できる。	2月9日	https://www.dk.emb-japan.go.jp/files/100144825.pdf
ロシア	レベル3 (渡航中止勧告)	△ 入国情報。日本からの直行便でロシアに入国情報する渡航者に適用。PCR検査の陰性証明書が必要。	全ての外国人は、ロシアでのトランジットを含め、ロシア領内を目的地とした国際航空便に搭乗するにあたり、またロシア国境を通過するにあたり、ロシアへの渡航直前3日以内に受けたPCR検査の結果としてコロナ陰性であることを証明する文書（ロシア語又は英語のもの）を所持することが必要となる（※指定フォーマットはないものの、陰性証明書に検査機関の押印がないものは認められない場合がある）。さらに、労働活動のためにロシアに到着する外国人については、14日間の自己隔離を実施する義務がある。2020年10月14日に発表された入国情報の適用除外に日本を含める政府令は、査証のカテゴリーによる区別なく、2020年11月1日以降に日本からの直行便でロシアに入国情報する渡航者（日本国籍者および日本に定住する外国人）にのみ適用される。ただし、日本から出発した日本国籍者でも第三国経由で到着する者は適用対象外となる。ロシアに渡航する外国人は、入国情報直前3日以内に受けたPCR検査の陰性証明書（英語又は露語）の提示が義務付けられる。	1月11日	https://www.ru.emb-japan.go.jp/itpr_ja/20201020.html
カナダ	レベル3 (渡航中止勧告) 検疫強化対象国 (指定州)	× 入国情報の条件に該当しない場合、入国禁止。	米国を除く各国からの外国人の入国情報を禁止する。乗務員、永住者、カナダ市民及び永住者の近親者（配偶者、被扶養子女、父母・里親、補助者等）外交官、人道上の理由による渡航、州政府に認められた教育機関への留学生は除く。物流、通学、通院等の不可欠な目的で渡航する者を除き、米国との間でも不要不急の移動を禁止する。カナダ発着便の乗客は、当該航空機の搭乗前に健康確認の問診、検温等を義務付けられており、検査不合格者は搭乗を拒否される。航空券の再予約は、検査から14日以降に可能となる。例外的に入国情報する渡航者は、5歳以上の場合は、出国前72時間以内の陰性証明を得て空路の場合は搭乗前に航空会社へ提示すること。また、越境時までに連絡先及び自主隔離計画をアプリ又はウェブサイトで登録すること。空路による入国情報者は、入国情報の空港で検査を受け、政府指定のホテルで3日間待機する。費用は自費負担であり、渡航前に予約する必要がある。検査結果が陰性であれば、最終目的地まで渡航し、引き続き14日間の自主隔離を行い、自主隔離10日目に再度検査を受ける。（外務省海外安全ホームページ）	3月2日	https://www.ca.emb-japan.go.jp/itpr_ja/Covid19_20200330.html
米国	レベル3 (渡航中止勧告) 検疫強化対象国 (指定州)	△ 入国情報。入国情報者は入国情報後7~14日間の自主隔離が必要。	3月3日現在、米国疾病予防管理センター(CDC)は日本の感染症危険情報度合をレベル3(渡航中止勧告)としている。ESTAによる米国への渡航を認めており、日本を含む国外からの渡航者は州や地域で実施されている規制の遵守が求められる。到着後7~14日間の自己隔離やマスク着用を義務付けている州や地域があるため、渡航前に確認のこと。新型コロナウイルスの変異種に対する防疫措置として、国外から空路でアメリカへ入国情報する全ての方は陰性証明書または感染から回復したことを示す診断書の提示が義務付けられる。この措置は1月26日より実施され、満2歳以上の渡航者が対象。	3月3日	https://esta-center.com/news/detail/990100.html

地域					
ノルウェー領 スバルバル諸島	海外からスバルバル諸島へ渡航する場合、ノルウェー本国で10日間の隔離と検査が必要。	スバルバルに永住する外国人は、国外からスバルバルへ旅行する時にノルウェー本国を経由することができる。ただし、スバルバルへ旅行する者は、ノルウェー本国で隔離される必要がある。 1月29日よりスバルバルへの入域規制を厳格化。渡航者はノルウェー本国で出発前24時間以内に行われたコロナ検査の陰性証明書が必要（12歳未満を除く）。証明書はトロムソの国境検問所で提出する必要がある。必要とされない渡航は推奨されない。	2月3日	https://www.sysselmannen.no/en/news/2021/01/requires-a-negative-corona-test-before-travel-to-svalbard/	
グリーンランド	検査及び検疫規則に従うことが求められる。	グリーンランドへの全ての渡航者は、COVID-19テストが陰性である必要がある。全ての渡航者は、年齢に関係なく、コペンハーゲン カストロップ空港でのチェックイン時に5日以内のCOVID-19陰性検査結果を提示する必要がある。また、入国時の自己隔離が再導入され、渡航者はグリーンランド到着に際して14日間の自己隔離を行うか、到着後5日目以降にCOVID-19の再検査を受ける必要がある。また、指定リスト外の町や集落に更に移動する場合は、到着から5日目以降に再テストを受けるか、リストに記載されている町に14日間滞在した後でないと、移動してはならない。最終目的地へのさらなる移動は、COVID-19検査結果が陰性の場合にのみ行うことができる。例外を除き、グリーンランド内のフライトを含む機内滞在中、空港内やターミナルエリアではマスクを着用しなくてはならない。本行政命令は2020年9月30日から発効し、全ての渡航者に適用される。なお、12歳未満の子供に適用される10月7日まで移行期間が設けられる。（2020/10/9 研究協力者および在デンマーク日本大使館からの情報） 1月1日から4月18日の間、必要不可欠な労働者（critical worker）やコロナ事務局による承認が得られた者を除いて、グリーンランドへ入域できない。1月22日以降、4月18日までグリーンランドへの全てのフライトを停止。	2020年 9月30日 2021年 2月16日	https://visitgreenland.com/articles/corona-virus-status/	
米国アラスカ州	旅行の申請と事前もしくは到着後の検査が必要	2月14日以降、他州または他国からアラスカ州に入る者は指定サイトから渡航申告書を提出する必要がある。加えてCOVID-19の陰性証明書を持って到着するか、雇用者がアラスカ州に提出した作業計画に従う、もしくは到着後COVID-19の検査を受け結果が届くまで社会敵距離を取ること。到着後、5~14日後に2回目のCOVID-19のテストを受けること。	2月14日	https://covid19.alaska.gov/travelers/	
共同利用施設					
ニーオルスン基地		1月29日よりスバルバルへの入域規制を厳格化。Kings Bay社はノルウェーへの渡航が許可されている国に対して、制限や規則を課さない。渡航を予約する前に、ノルウェーや自国、自国の研究機関における規制を確認すること。自国の基地に滞在する場合や野外活動を含む全ての訪問者は、コロナウイルス対策に関する食事や清掃費として追加料金を支払う必要がある。コロナウイルスの拡大リスクを抑えるため、Kings Bay社が受け入れできる研究者の数は制限されており、貸出し可能な部屋は計39名分（1部屋1人）である。ロングイヤービニーニーオルスン間の航空機、ニーオルスン空港の送迎バス内ではマスクの着用が義務付けられる。到着後5日間は、身体的距離の確保や衛生規則に従うことが求められる。5日間は食事が別テーブルに配置され、ジムやサウナが利用できない。（Kings Bay社） スバルバル知事とノルウェー移民局(UDI)による調整の結果、以下2つのグループはノルウェーへの入国が許可される。 a) 通年または特定の季節（夏）の研究活動のため、ニーオルスンに交代で駐在する（2~3ヶ月）研究者・技術者 b) 短期間の研究、モニタリング、プロジェクトのためニーオルスンへ渡航する必要のある研究者 ニーオルスンへ渡航するには雇用主のレターを持参する必要がある。NPIはノルウェーのホストとして、サポートレターを発行できる。レターは入国許可を保証するものではないため注意すること。入国の最終決定はノルウェー国境警察がおこなう。（Ny-Ålesund Research Station HP）	2月5日	https://nyalesundresearch.no/covid-info/	
スバルバル大学 (UNIS) オフィス		学内の感染予防対策については、右記詳細に示すURLを確認のこと。秋季コースの締切りは4月15日まで。	3月1日	https://www.unis.no/resources/hse/covid-19-measures-at-unis/	
共同研究提携施設					
アラスカ大学フェアバンクス校 国際北極圏研究センター (IARC)		大学のキャンパスや敷地への訪問者は、大学の運営ガイドラインと安全対策を遵守する必要がある。 コロナウイルスに関する情報は フェアバンクス校特設ページ を参照のこと。	3月3日	https://drive.google.com/file/d/1IyL8i6EfW1zlDfFSs_3wutJLu7XgDyM9/view	
チェコ・スバボーダ基地（ロングイヤービン）		2020年の施設運用は限定的となる。Payer Houseは6月から制限なしに運用する。Nostoc field stationは閉鎖する可能性がある。観測船Clioneは、2020年8月の航海を終了した。	2020年 9月23日	https://www.prf.jcu.cz/en/cars/news/season-2020-will-be-limited-due-to-the-covid19.html	
グリーンランド天然資源研究所 (GINR) 施設		施設の使用制限に関する情報は公開されていない。	—	https://natur.gl/?lang=en	
カナダ極北研究ステーション (CHARS) 基地		CHARSキャンパスへの全ての訪問予定をキャンセルとする。また、公共スペースの使用を停止する。 2020年秋期の間は一般利用できず、フィールド調査や対面の活動はできない。2021年の利用再開を予定している。	2020年 9月1日	https://www.canada.ca/en/polar-knowledge/polar-updates-newsletter/issue-15.html#h2-1	
ロシア スパスカヤパッド観測拠点		施設の使用制限に関する情報は公開されていない。	—	—	
ロシア ケープ・バラノバ基地		施設の使用制限に関する情報は公開されていない。	—	—	
カナダ ラバル大学 北方研究センター (CEN)		研究ステーションはCENより通知があるまで予約できない。	—	http://www.cen.ulaval.ca/en/index.php	

※1 「感染症危険情報」のカテゴリー及び発出の目安

https://www.anzen.mofa.go.jp/masters/kansen_risk.html

カテゴリー	発出の目安
レベル1：十分注意してください。	特定の感染症に対し、国際保健規則（IHR）第49条によりWHOの緊急委員会が開催され、同委員会の結果から、渡航に危険が伴うと認められる場合等。
レベル2：不要不急の渡航は止めてください。	特定の感染症に対し、IHR第49条によりWHOの緊急委員会が開催され、同委員会の結果から、同第12条により「国際的に懸念される公衆の保健上の緊急事態（PHEIC）」としてWHO事務局長が認定する場合等。
レベル3：渡航は止めてください。（渡航中止勧告）	特定の感染症に対し、IHR第49条に規定する緊急委員会において、第12条に規定する「国際的に懸念される公衆の保健上の緊急事態（PHEIC）」が発出され、同第18条による勧告等においてWHOが感染拡大防止のために貿易・渡航制限を認める場合等。
レベル4：退避してください。渡航は止めてください。（退避勧告）	特定の感染症に対し、上記のレベル3に定めるWHOが感染拡大防止のために貿易・渡航制限を認める場合であって、現地の医療体制の脆弱性が明白である場合等。

※2 日本からの渡航者や日本人の入国または入域

https://www.anzen.mofa.go.jp/covid19/pdfhistory_world.html

記号	説明
○	日本からの渡航者や日本人に対して入国制限が解除され、入国後の行動制限措置が撤廃されている。
△	日本からの渡航者や日本人に対して入国制限措置が解除されているが、入国後の行動制限措置をとっている。
×	日本からの渡航者や日本人に対して入国制限措置および入国後の行動制限措置をとっている。

日本-ニーオルスンにおける主な航空路線の状況

航空会社	便名	2月10日	確認日	詳細
スカンジナビア航空	SK0984/SK0983	羽田 ⇄ カストラップ（コペンハーゲン）便は欠航。路線復旧は未定（2020/12/25カスタマービスより）。	3月4日	http://www.sas.com/en/charter/updated/regional/region.html
	SK4414/SK4425	オスロ ⇄ ロングイイヤービン便は通常運航。	3月4日	https://www.flysas.com/en
日本航空	JL6801/JL6800	成田 ⇄ ヘルシンキ便は通常運航。	3月4日	-
	JL6811/JL6810	ヘルシンキ ⇄ オスロ便は通常運航。	3月4日	-

日本-ニーオルスンにおける荷物の輸送状況

配送会社	配送方法	状況	確認日	詳細
日本郵便	EMS	日本からニーオルスンへの発送が可能。配送期間は2週間程度。10-11月発送実績あり。	3月4日	https://www.post.jp/express/country/area/147
Posten	国際郵便	ニーオルスンから日本への発送が可能。配送期間は3週間程度。10-11月発送実績あり。	3月3日	https://www.posten.no/en/customer-service/country-list-except-norway
Bring	国際郵便/国際宅配便	ニーオルスンから日本への発送が可能。配送期間は3週間程度。12月発送実績あり。	-	https://www.bring.com/
DHL	国際宅配便	日本～ニーオルスン間の輸送が可能。ただし、国連番号がついている危険品（例:UN1002圧縮空気）は輸送不可。ニーオルスンから発送する場合はKings Bay社へ確認のこと。	2020年 11月19日	-
FedEx	国際宅配便	日本～ニーオルスン間の輸送が可能。国連番号がついている危険品であっても、条件によっては輸送可能（11/27カスタマービスより）。ニーオルスンから発送する場合はKings Bay社へ確認のこと。2月発送実績あり（日本未着）。	2020年 11月27日	-
SAS Cargo	国際航空貨物	スカンジナビア航空による日本～コペンハーゲン間の貨物便が復旧するまで輸送を中止。	2020年 11月26日	-